

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	H25.4.1	建設業情報管理システム電算処理業務		システム基本料 @52,500円/月 建設業許可電算 処理料 @2,100円/件 経営事項審査電 算処理料 @670円/件 東京都中央区築地2丁目11 番24号 財団法人 建設業情報管理 センター 理事長 松井 邦彦	建設業者の許可及び経営事項審査に係るシステム(電算処理業務)を開発・運営・管理しているのは、一般財団法人建設業情報管理センターのみで、他に同様のシステムを扱っている業者はいない。 なお、国及び他都道府県も本県同様に、同センターと随意契約により実施している。(全国統一単価を採用)	第167条の2 第1項第2号
2	土木部	建設企画課	H25.4.1	工事实績情報サービス及び測量調査設計業務実績情報サービス利用	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 門松 武	本サービスは、(一財)日本建設情報総合センターだけが提供しているため。	第167条の2 第1項第2号
3	土木部	建設企画課	H25.4.1	公共事業技術情報システム運用管理業務委託	10,395,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
4	土木部	建設企画課	H25.4.1	工事執行管理・業者管理システム維持管理業務委託	3,166,800	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 佐藤 誠治	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
5	土木部	建設企画課	H25.4.1	公共事業技術情報システム維持管理業務委託	2,215,500	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
6	土木部	建設企画課	H25.4.1	プログラムサポートサービス	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 門松 武	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	土木部	建設企画課	H25.4.1	公開情報システム及び土木部WEB保守業務委託	1,717,380	長崎市大黒町11-13 有限会社 ランカードコム 取締役 峰松 浩樹	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
8	土木部	建設企画課	H25.4.1	土木部職員等専門研修業務委託	9,999,150	大村市池田2-1311-3 公益財団法人 長崎県建設 技術研究センター 理事長 中村 正	本委託は、土木部職員の技術力向上のため、階層ごとや部門ごとでの研修を行うものであり、受講生の理解をより深めるための実習や演習を盛り込んだ研修を実施できる環境を有する企業・団体は(公財)長崎県建設技術研究センターのほか県内には存在しないことや、この研修を市町の技術系職員も毎年多数受講しており、県内市町における土木行政の技術水準維持に大きく貢献することから、研修の企画・運営を行ううえで県内の土木行政の情勢に精通した機関でなければならないため。	第167条の2 第1項第2号
9	土木部	建設企画課	H25.4.1	土木工事積算システム維持管理業務委託	27,331,500	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 扇 健二	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため。	第167条の2 第1項第2号
10	土木部	建設企画課	H25.4.1	委託業務電子成果品登録保管業務委託	8,652,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人 長崎県建設 技術研究センター 理事長 中村 正	委託業務電子成果品は、工事の発注を行うまでは公開していない工事情報(計画図・用地買収図等)や個人情報(個人の登記簿等)が含まれているとともに当該業務の発注までは未成熟な情報であることから、本業務は高い守秘性を要するものである。公益財団法人長崎県建設技術研究センターは、行政の代行機関としての信頼がおけ高い守秘性が確保できるとともに継続的且つ確実に業務を遂行できる機関であり、当センター以外に業務を委託できる相手はいない。	第167条の2 第1項第2号
11	土木部	新幹線事業対策室 (新幹線用地事務所)	H25.4.1	事務所の使用料	4,774,800	大村市東三城町6-1 大村バスターミナルビル(株) 代表取締役 本田嘉彦	庁舎等不動産の賃貸借で相手方が特定されるもの	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	土木部	都市計画課	H25.7.17	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (島原都市計画区域・島原市)	4,756,500	島原市上の町537番地 島原市長 古川 隆三郎	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に県が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から島原市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
13	土木部	都市計画課	H25.7.17	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (厳原都市計画区域・対馬市)	3,215,100	対馬市厳原町国分1441番地 対馬市長 財部 能成	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に県が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から対馬市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
14	土木部	都市計画課	H25.7.17	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (大島及び崎戸都市計画区域・西海市)	3,512,854	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷 2222番地 西海市長 田中 隆一	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に県が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から西海市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
15	土木部	都市計画課	H25.7.17	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (東彼杵都市計画区域・東彼杵町)	2,089,500	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6 東彼杵町長 渡邊 悟	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に県が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から東彼杵町へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	土木部	都市計画課	H25.7.17	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (波佐見都市計画区域・波佐見町)	1,911,525	東彼杵郡波佐見町宿郷660番地 波佐見町長 一瀬 政太	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に県が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から波佐見町へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
17	土木部	道路維持課	H25.4.1	道路交通情報業務委託	14,115,150	東京都千代田区飯田橋1-5-10 (公財)日本道路交通情報センター 理事長 城處 求行	(公財)日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他に当該業務を委託できる機関はない。 本委託は、県管理の国道道の工事や災害、異常気象による交通規制状況を、リアルタイムに収集し発信する業務である。	第167条の2 第1項 第2号
18	土木部	道路維持課	H25.4.1	平成25年度工事図書・完成図書登録保管業務委託	12,818,400	大村市池田2丁目1311番3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	本業務は、将来に渡って効率的に良好な道路の維持管理を行うため、道路・街路事業で年間に完成予定の約500箇所において、図面や工事写真などの施工管理資料を電子データとして一元的に整理保存し、情報の共有化を図るものである。大量のデータを一元的に管理するには、継続的な保守管理が必要である。(公財)長崎県建設技術研究センターは、システムの保守管理ができる技術者を常時配置し、日常のメンテナンスと長期にわたる継続性・確実性を確保し、必要ときに速やかに道路管理者に資料を提供できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	土木部	道路維持課	H25.7.1	平成25年度長崎県 橋梁点検、防災点検 支援業務委託	28,004,550	大村市池田2丁目1311番3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 中村 正	本業務は、県管理の道路橋及び道路沿いの災害 危険箇所について、各維持管理計画に基づき点検 を実施する業務である。また、経験豊かな県職員 OBボランティアを活用したモデル事業に位置づけら れており、若年技術者への技術の伝承を図る研修 の一環でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOB ボランティアの協力が必要であるが、県内では(公 財)長崎県建設技術研究センターのみがOBボラン ティアの参加できる機関である。	第167条の2 第1項 第2号
20	土木部	港湾課	H25.4.1	平成25年度上五島空 港管理業務委託	4,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町 町長 江上 悦生	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急 時における消火救難活動等への支援を含んでいる ため、地元町に委託する必要がある。	第167条の2 第1項第2号
21	土木部	港湾課	H25.4.1	平成25年度小値賀空 港管理業務委託	4,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町 町長 西 浩三	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急 時における消火救難活動等への支援を含んでいる ため、地元町に委託する必要がある。	第167条の2 第1項第2号
22	土木部	港湾課	H25.9.25	25港工単調第2号 平成25年度長崎県 港湾漁港施設点検支 援業務委託	3,059,700	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究セン ター 理事長 中村 正	本業務は、県管理の港湾漁港施設及び海岸保全 施設について、各維持管理計画に基づき点検を実 施する業務である。また、経験豊かな県職員OBボ ランティアを活用し、若年技術者へ施設の健全度等 の見極めポイント等の技術伝承を図る研修の一環 でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOBボ ランティアの協力が必要であり、県内では公益財団 法人 長崎県建設技術研究センターのみがOBボラ ンティアの参加できる機関である。	167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	土木部	港湾課	H26.1.16	中古ストラドルキャリア (荷役機械)の購入	43,890,000	大村市今村町35番地1 ニチユMHI九州株式会社 長崎支店 支店長 森下 大豪	平成26年4月から長崎港のコンテナ貨物の増加が見込まれることから、中古ストラドルキャリアを購入し、現在の1基体制から2基体制とすることで、荷役作業の効率化を図るものである。中古機の購入と、現有機のオーバーホール費用とを比較し、中古機の方が安価であり、かつ全国の港湾でオーバーホール済の中古機が1基のみであったため、随意契約するものである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号
24	土木部	河川課	H25.4.1	中山西川河川改修工事に伴う長崎本線肥前長田・東諫早間97K510M付近中山西川橋梁新設工事に伴う平成25年度実施協定	114,000,000	九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長 唐池 恒二	本業務は、中山西川河川改修事業に伴い鉄道橋梁工事を行うものであるが、工事の対象となる鉄道橋の施設管理者は九州旅客鉄道株式会社である。工事を実施するうえで、列車の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、列車の安全運行確保の観点等から、施工条件を決定する権限が九州旅客鉄道株式会社にある。以上を考慮すると九州旅客鉄道株のみが唯一の委託できる相手方である。	第167条の2 第1項 第2号
25	土木部	河川課	H25.9.2	長崎県が施行する二級河川湯江川の河川改修に起因する島原鉄道株所有の鉄道施設改築に係る設計等の実施に関する協定	17,034,150	島原鉄道株式会社 島原市弁天町2-7385-1 代表取締役社長 本田 哲士	本業務は、湯江田川河川改修事業に伴う鉄道橋改築工事に先立ち鉄道橋梁の設計等を実施するものである。改築工事の対象となる鉄道橋の施設管理者は島原鉄道株式会社である。路線は単線であり、当該橋梁に近接して市道橋及び堰等がある。設計等の業務を実施するうえで、現地調査等で鉄道の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、鉄道の運行の安全運行確保の観点等から、鉄道橋改築の施行条件を決定する権限が島原鉄道株式会社にある。 以上を考慮すると島原鉄道株式会社のみが唯一の委託できる相手方である。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	土木部	河川課	H25.9.6	長崎県が施行する一級河川本明川水系仁反田川の河川改修に起因する島原鉄道(株)所有の鉄道施設改築に係る設計等の実施に関する協定	73,614,450	島原鉄道株式会社 島原市弁天町2-7385-1 代表取締役社長 本田 哲士	本業務は、仁反田川河川改修事業に伴う鉄道橋改築工事に先立ち鉄道橋梁の設計等を実施するものである。改築工事の対象となる鉄道橋の施設管理者は島原鉄道株式会社である。路線は単線であり、当該橋梁に近接して国道橋等がある。設計等の業務を実施するうえで、現地調査等で鉄道の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、鉄道の運行の安全運行確保の観点等から、鉄道橋改築の施行条件を決定する権限が島原鉄道株式会社にある。 以上を考慮すると島原鉄道株式会社のみが唯一の委託できる相手方である。	第167条の2 第11項第2号
27	土木部	建築課	H25.4.1	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託	1,236,000	東京都港区虎ノ門3-8-21 一般財団法人 不動産適正取引推進機構 理事長 板倉 英則	財団法人 不動産適正取引推進機構は、国及び47都道府県などで構成する宅地建物取引業主管者協議会において、その規約に基づく取決書で宅地建物取引業免許事務等処理システムの管理・運営の業務委託先と位置づけられた宅地建物取引業免許事務等の電算処理業務を行っている唯一の団体であるため。 委託費については、国及び47都道府県全体の業務量に対する本県の業務割合を元に算出した金額を採用している。	第167条の2 第11項第2号
28	土木部	建築課	H25.4.1	建築共用データベースシステム(台帳・帳簿登録システム閲覧システム)利用契約	2,892,960	東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 一般財団法人 建築行政情報センター 理事長 松野 仁	指定確認検査機関や、建築士、建築士事務所の指導監督、違反建築物対策や既存建築物に係る各種定期報告・事故対応など建築行政の的確化、迅速化のためには各機関をネット回線で接続した共通のシステムが必要であり、ほかにこのようなシステムを開発しているものはいないため。 全国総会で決められた単価を採用している。	第167条の2 第11項第2号
29	土木部	建築課	H25.4.1	平成25年度営繕積算システム等整備業務	2,016,210	東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 理事長 清水 令一郎	営繕積算システムは国土交通省と一般財団法人建築コスト管理システム研究所が共同で開発管理しており、保守管理等を行える唯一の団体。 全国総会で決められた単価を採用している。	第167条の2 第11項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	土木部	建築課	H25.4.1	平成25年度構造計算適合性判定業務	単価契約	東京都新宿区新宿二丁目1番2号 株式会社 建築構造センター 代表取締役 田野邊 幸裕	国から建築確認審査の円滑化の観点から複数の機関を指定するよう通知がある。指定申請を受け、県の指定基準により審査を経て指定している。上記、の理由により、指定した全ての機関で適合性判定を行えるようにするための契約であるので、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号
31	土木部	建築課	H25.4.1	平成25年度構造計算適合性判定業務	単価契約	東京都港区赤坂八丁目5番26号 日本ERI株式会社 代表取締役 中澤 芳樹	国から建築確認審査の円滑化の観点から複数の機関を指定するよう通知がある。指定申請を受け、県の指定基準により審査を経て指定している。上記、の理由により、指定した全ての機関で適合性判定を行えるようにするための契約であるので、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号
32	土木部	建築課	H25.4.1	平成25年度構造計算適合性判定業務	単価契約	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 一般財団法人 日本建築センター 理事長 松野 仁	国から建築確認審査の円滑化の観点から複数の機関を指定するよう通知がある。指定申請を受け、県の指定基準により審査を経て指定している。上記、の理由により、指定した全ての機関で適合性判定を行えるようにするための契約であるので、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号
33	土木部	建築課	H25.4.1	平成25年度構造計算適合性判定業務	単価契約	大阪府大阪市中央区北浜三丁目7番12号 株式会社 国際確認検査センター 代表取締役 山田 耕藏	国から建築確認審査の円滑化の観点から複数の機関を指定するよう通知がある。指定申請を受け、県の指定基準により審査を経て指定している。上記、の理由により、指定した全ての機関で適合性判定を行えるようにするための契約であるので、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	土木部	住宅課	H25.4.1	県営住宅管理システム維持管理および運用業務委託	2,362,500	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 中部省三	相手方は、本システムの開発、維持管理、改修まで行ってきた実績があり、業務全体の内容把握、バックアップ態勢等を考えた場合、システムの維持管理が的確かつ迅速にできるのは同社以外にいない。なお、この契約の期間は、現行システムを使用する4月から6月(予定)までであり、新システムに完全移行する際には新たに競争入札による契約を検討している。	第167条の2 第1項 第2号
35	土木部	住宅課	H25.4.1	平成25年度県営住宅火災共済掛金	18,871,854	東京都港区虎ノ門二丁目3-17 社団法人 全国公営住宅火災共済機構 理事長 河原広二	相手方は、地方自治法第263条の2に基づき地方自治体が議会の議決を経て共同して行う相互救済事業の委託を受けている社団法人であり、全都道府県が会員となっている。補償内容が民間の大手損保会社より有利であること、自然災害による被害に対しても見舞金が支給されること、消火器等の防火設備等の整備に対する助成があること等総合的に判断すると、他業者との契約に比べて有利であるといえるため。	第167条の2 第1項 第2号